

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) 基本的な考え方

当社では、企業理念に基づき、研究開発、マーケティング、販売等の事業活動を通じて湖池屋品質を追求した製品を社会に送り出すことを目指してあります。独創的なブランドを強みとして、新技術製品や新製品開発などの新事業の育成と既存事業の構造改革、海外展開をはじめとする成長戦略の推進により、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図っております。

こうした成長戦略の遂行に伴う適切なリスクテイクをするためにも、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。

事業活動を遂行するにあたり、経営の効率性を追求する一方で、法令や企業倫理を遵守することを定めた「湖池屋企業行動憲章」の実行に取り組むとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う経営体制の構築に努めます。

(2) 企業理念

- 1.常に安心できる商品を提供し、地球環境、人々の健康、社会的貢献を心掛ける。
- 2.独創的で心の満足度の高い商品、サービスを提供する。
- 3.独自のブランド戦略の元に、ロングセラー商品を育成していく。
- 4.時代に先がけ、変革のスピードを上げ、新しい経営形態を実現する。(マーケティング、販売チャネル、生産システム、組織)
- 5.世界的視野にたった企業になる。
- 6.従業員の物心両面の満足を追求する、と同時に関係会社・取引先の経営に適正に貢献する。

(3) コーポレート・ガバナンスの体制

当社は子会社3社を統合し、2016年10月1日より、新たに「株式会社湖池屋」に商号変更いたしました。当社グループは、当社と、子会社2社により構成され、グループベースでコーポレート・ガバナンスに関する取組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。各原則・補充原則につきましては実効性を検証しながら継続的に取り組んでおり、より良いコーポレート・ガバナンスの実現を目指しております。基本原則等の実施概要は以下の通りであります。

(基本原則1:株主の権利・平等性の確保)

当社は、すべての株主の権利を確保し、適切な権利行使に資するため適時適切に情報開示を行うとともに、すべての株主がその保有する株式の持分に応じた実質的な平等を確保いたします。

(基本原則2:株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働により実現されると認識しております。

「企業理念」のもと、取締役・経営陣及び従業員が高い倫理観と社会的良識を持って行動するための指針となる「湖池屋企業行動憲章」を定めてあります。取締役会・経営陣は同憲章の実現が自らの役割であると自覚し、リーダーシップを発揮して全従業員に周知徹底しております。

また、期初に「経営方針発表会」を実施し、代表取締役をはじめとする経営陣が全社員に向けて当社がステークホルダーに対して果たすべき役割を説明しております。

(基本原則3:適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対し、適切な情報開示を行うことが企業価値の向上に結びつくものと認識しております。ディスクロージャーポリシーを定めるとともに、法令に基づく開示に加え、ステークホルダーにとって重要と思われる非財務情報を含む情報につきましてもホームページへの掲載など、様々な手段で積極的に開示しております。

また、開示・提供する情報は「企業理念」及び中長期の経営戦略と首尾一貫したものであり、ステークホルダーの当社への理解を促進いたします。

(基本原則4:取締役会等の責務)

取締役会は、「企業理念」の実現に努め、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図っております。経営の公正性・透明性を確保しながら、中長期の経営戦略のもと、戦略的方向づけや資源配分などの意思決定を通じて企業価値の最大化に努めております。

また、当社は監査等委員会設置会社の機関設計を採用しており、業務執行取締役が、ビジネスプロセスの機能ごとに分けられた担当において、その専門性を活かして業務に携わるとともに、執行役員が取締役会の意思決定に基づき業務を執行しております。独立した客観的な立場からの監督につきましては、監査等委員である取締役が業務執行取締役を監督することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

(基本原則5:株主との対話)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主や投資家をはじめとするステークホルダーとの信頼関係構築に努めます。経営管理本部をIR担当部門と位置付けIR体制を整備し、社内各部署と定期的な会合や日常的な情報交換を行っております。また、「インサイダー情報管理規程」を制定し、適切な情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日清食品ホールディングス株式会社	1,842,200	34.53
小池 孝	886,620	16.62
一般社団法人湖池の会	800,800	15.01
小池 渉	188,000	3.52
有限会社ダブリュー・ピー・ファイン	180,000	3.37
湖池屋従業員持株会	146,120	2.73
MSIP CLIENT SECURITIES	111,800	2.09
岸田 美奈子	43,050	0.80
岸田 亮	43,050	0.80
岸田 俊	43,050	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

記載事項なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安本 憲典	他の会社の出身者													
上平 徹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安本 憲典			安本憲典氏は、過去に、当社の取引先である株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)の使用者でありましたが、2009年1月以降、当社と取引関係のない横河電機株式会社に出向しており、2010年2月には当該取引先を退職しております。また、当社と当該取引先との取引内容は、通常の取引活動に伴う預金取引及び銀行決済取引にとどまり、取引規模に照らしても、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	安本憲典氏につきましては、金融業界において長年培った専門知識を活かし、社外取締役として、公正中立的な立場から取締役の職務執行状況を監視するとともに、違法な事態を未然に防止するための意見・助言をいただくと判断しております。それに加えて、同氏は、経営陣からの独立性が十分確保されており、当社の意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。

上平 徹				公認会計士としての高度な専門知識を活かし、社外取締役(監査等委員)として、公正中立的な立場から取締役の職務執行状況を監視するとともに、違法な事態を未然に防止するための意見・助言をいただけると判断しております。
------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室、会計監査人は、必要に応じて打ち合わせを行い、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績を勘案した役員賞与の決定を行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

前連結会計年度における取締役に対する役員報酬の総額は162百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

・取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)に対する報酬	140百万円
・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)に対する報酬	9百万円
・社外役員に対する報酬	12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬限度額は、2002年5月31日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬限度額は同株主総会において年額70百万円以内と決議いただいておりましたが、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い改めて2015年9月29日開催の第39回定時株主総会の第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」において、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員でない取締役にあっては年額600百万円以内と定めること及び監査等委員である取締役にあっては年額70百万円以内と定めること、並びに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は監査等委員でない取締役にあっては取締役会の決議、監査等委員である取締役にあっては監査等委員である取締役の協議によることを決議いただきました。

各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は監査等委員でない取締役については役位、在任年数、業績及び従業員給与とのバランス等を考慮し加えて事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に決定し監査等委員である取締役に對する業績に關わらず安定した監査を行うために役位、在任年数等を考慮して決定しております。

その内容は監査等委員でない取締役に對するは役位別、在任年数等を基礎として算定する定額報酬(基本報酬)及び業績を基礎として算定する変動報酬(賞与)とを組み合わせたものであります。監査等委員である取締役に對するは役位、在任年数等を考慮した定額報酬であります。報酬の決定方法につきましては監査等委員でない取締役に對する報酬額については2018年9月27日開催の取締役会の決議により2015年9月29日開催の第39回定時株主総会の決議により承認された報酬の額の範囲内で代表取締役会長に一任することが決議されました。なお、監査等委員である取締役に對する報酬額については本取締役会で議長より監査等委員である取締役の協議により決定される旨の説明がされております。

監査等委員でない取締役の報酬の算出は収益力を評価するうえで最も重視している連結売上高及び連結営業利益を基礎として支給額を決定しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は連結売上高は目標33,980百万円、実績33,965百万円であり連結営業利益は目標600百万円、実績677百万円であります。なお取締役の報酬については近年の状況を踏まえてより合理的な算定方法の検討を進めております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役(監査等委員)に対しては、事前に取締役会資料を送付し、経営管理本部が必要に応じて事前に議案内容について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的として、2015年9月29日開催の定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しております。

当社の取締役会は取締役8名(監査等委員である取締役3名を含む。)で構成され、会社法及び関係法令で定められた事項並びに経営に関する重要事項について、十分に審議した上で意思決定を行っております。なお、取締役会は概ね1か月に1回のペースで定期的に開催され、それに加え必要に応じて臨時取締役会が適宜開催されております。

当社の事業構造は比較的シンプルであるため、業務と組織運営に精通している少人数の業務執行取締役が、社内外の環境変化にスピーディーに対応すべく意思決定・業務執行を行うことが経営上有効であると判断しており、業務執行取締役は、ビジネスプロセスの機能ごとに分けられた担当において、その専門性を活かしております。

また、菓子企業の経営経験を持つ非常勤の取締役はその知識・経験を活かし、業務執行取締役への助言等を通じ、業務執行をサポートしております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。当社の監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であり、外部からの目による経営監視機能の客観性及び中立性を十分に確保することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

取締役会においては、各取締役がそれぞれの見地から意見を述べることにより、相互牽制を働かせております。

更に、当社は執行機能の拡充を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。取締役会で選任された執行役員は、社内規程等に基づき委嘱された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針のもとに業務を執行しております。

当社は取締役及び執行役員からなる経営会議を開催し、グループ経営に関する討議及び決定を行っております。経営会議を通して業務執行取締役と執行役員は、経営課題その他の情報を共有し、迅速かつ的確に業務執行に当たっております。

当社では、代表取締役直轄組織として内部監査室を設置しており、子会社も含めたすべての部門に対して内部監査を実施しております。

また、当社は、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践するためコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業活動を展開する上での行動規範を定めた湖池屋企業行動憲章を策定するなど、コンプライアンスの充実に向けた取組みを積極的に行っております。コンプライアンス委員会は取締役会直属の常設機関であり、委員は当社の取締役及び執行役員の中から選任されます。代表取締役によって委員の中から任命された委員長のもと、当社におけるコンプライアンス活動の方針・施策の審議を行っております。

更に、当社は、消費者に安全で安心な食品を提供するため品質委員会を設置しております。品質委員会は代表取締役を委員長とする常設機関であり、常任委員は生産責任者、商品開発責任者、原料調達責任者、工場代表者から数名が選任されます。品質委員会は、品質に関わるテーマごとに部会を設け、当社の品質保証業務の推進と品質情報の共有化を図っております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査につきましては、専任スタッフによって、子会社も含めたすべての部門に対して年度計画に基づき内部監査を実施することによって内部統制の充実に努めております。

当社の監査等委員会は、上記「コーポレート・ガバナンス体制の概要」のとおり、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成さ

れております。監査等委員である取締役は、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席により経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査・監督の成果を高めております。更に、監査等委員である取締役は監査等委員会のほか監査等委員連絡会を定期的に開催し、監査等委員間で重要な業務執行に関する情報を共有しております。

なお、社外取締役安本憲典氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外取締役上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、財務報告に係る内部統制に対応するため内部統制プロジェクトを立ち上げ、現在も運営しております。内部統制プロジェクトは、内部監査室、秘書室、経理部を中心とした記述書作成部門・評価実施部門及び主要な業務プロセスの部門責任者から構成され、プロジェクトの検討内容や進捗状況は監査等委員である取締役も出席する経営会議に適宜報告されております。また、必要に応じ監査等委員である取締役に報告される体制をとっております。会議では積極的な意見交換がなされており、適正な財務報告作成に向けた統制環境の整備・運用に努めております。また、内部統制プロジェクトは、随時会計監査人と会合を設け、プロジェクトの検討内容や進捗状況に関する意見交換を積極的に行っております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、監査業務を執行した公認会計士は、下記のとおりであります。継続監査年数が7年を超える者はおりません。

・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也

・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原口 雅治

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他9名、計15名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的として、監査等委員会設置会社を採用しました。

当社の監査等委員である取締役3名のうち2名に社外取締役を選任することで、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、外部からの目による経営監視機能の客観性及び中立性を十分に確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主、投資家の皆さまに対し、透明性、公平性、継続性を基本に、的確で迅速な情報開示に努めます。金融商品取引法及び東京証券取引所JASDAQ市場の定める適時開示規則に準拠した開示に努めるほか、当社をより理解していただくために重要と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的に情報開示を行ってまいります。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信や適時開示資料などの情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視するとともに、企業理念として従業員や関係会社・取引先などステークホルダーの立場の尊重を謳い、実践すべく努力しております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境への取り組みとして、「環境理念」「行動指針」を定め事業活動を行っております。詳細につきましては、当社ホームページ「環境への取り組み」をご参照下さい。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについての基本的な考え方

2007年8月21日に開催された取締役会において定められた基本方針について、2008年6月20日、2015年6月18日、2015年9月29日、2016年9月28日開催の取締役会において一部改訂をする決議を行いました。

1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、(当社の事業活動に関連するあらゆる)法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、組織規程、事務関係規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
- (2) 取締役会は、定期的にこれを開催し、取締役会規程に定める重要事項の決議事項に関し、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。
- (3) 監査等委員及び監査等委員会は、監査基準及び監査計画に基づき、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の業務執行状況について法令及び定款の遵守状況の監査を行う。
- (4) コンプライアンス委員会は、当社グループの社員等が業務執行に際し、法令及び定款を遵守しているかどうかをチェックする。
- (5) 内部通報制度に基づき、社員等は、業務の執行に関して当社グループに在籍する社員等が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合は、所定の通報先に通報する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録等)は、取締役会規程、文書管理規程、規程等管理規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。
- (2) 記録された情報は、取締役は常時閲覧できるものとする。
- (3) 法令又は証券取引所の適時開示規則に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。

3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告の体制

- (1) 代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、関係会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。
- (2) 当社は、取締役及び執行役員を加えた経営会議を開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループにおけるリスク管理は、リスク管理規程に基づいてリスク管理委員会が担当する。
- (2) リスク管理委員会は、リスク管理に関する方針、体制及び対策の検討を行うとともに、当社グループに重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備えたリスク管理計画の策定及び運用に関する事項を整備し、損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行うものとする。

5. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定を行う。
- (2) 取締役会の機能を強化するため、当社の取締役及び執行役員を加えた経営会議を開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
- (3) 取締役会は、当社グループにおける中長期的な経営方針を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。年度計画・予算については、月次並びに四半期管理を実施する。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、職務権限規程等により適切に権限委譲されており、それぞれの部門の責任者が効率的に執行する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、代表取締役が関係会社を統括する。
- (2) 代表取締役は関係会社管理規程に定める管理方針に従い、関係会社の自主性を尊重しつつ関係会社の管理を行う。
- (3) 内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。
- (2) 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査等委員会に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査等委員会が行う。
- (3) 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、法令に定める事項に加え、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」に定める内容を速やかに報告する。
- (2) 当社は、(1)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう管理する。
- (3) 報告の方法については、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」に定める方法による。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) 監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)や重要な使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査等委員会の職務の執行に関する監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に関し法令に従い適切に処理する。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

内部統制システムの整備状況

当社は、経営会議において、各事業の業務執行を担っている担当役員から適宜に業務の進捗状況報告が行われ、当社の取締役会で決定された経営方針に基づいて運営がなされているかどうか検証する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、法令を遵守し、公正で透明な取引を行うとともに、豊かで活力ある市民社会にふさわしい良識ある企業活動に努めると同時に社会秩序や健全な企業活動に悪影響を及ぼす反社会的活動には断固たる態度で臨む。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課を反社会的勢力対応統括部署とし、総務課管理職を不当要求防止責任者に任命、設置している。

(2) 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素より所轄警察署、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士事務所等の外部機関と連携をとっている。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素より対応統括部署を中心として、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の反社会的勢力排除活動に参加し情報の収集・管理に努めている。

(4) 対応マニュアル等の整備状況

当社では、「株式会社湖池屋反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、役員及び従業員に本マニュアルの記載内容を十分に理解し日々の業務に臨むことを要請している。また、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に「反社会的勢力条項」を織り込むとともに、可能な範囲で自社株の取引状況を確認している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に、的確で迅速な情報開示に努めております。金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した開示に努めるほか、当社をより理解していただくために重要と思われる非財務情報を含む情報につきましても、タイムリーかつ積極的に情報開示を行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(a) 決定事実

取締役会及び経営会議等において決定される事項に関して、経営管理本部を中心に、関係各部門が適時開示規則等に従い、情報の重要性・適時開示の要否を判断しております。

(b) 発生事実

当社及び子会社において重要情報が発生した場合には、各事業部門あるいは子会社から、経営管理本部に直ちに報告される体制となっております。これらの重要情報に関して、同本部を中心に、関係各部門が適時開示規則等に従い、情報の重要性・適時開示の要否を判断しております。

(c) 決算情報

経営管理本部が中心となり、決算開示資料(決算短信・四半期決算短信)を作成し、取締役会、又は稟議書等による取締役の承認を得た後、開示を行っております。

3. 適時開示の方法

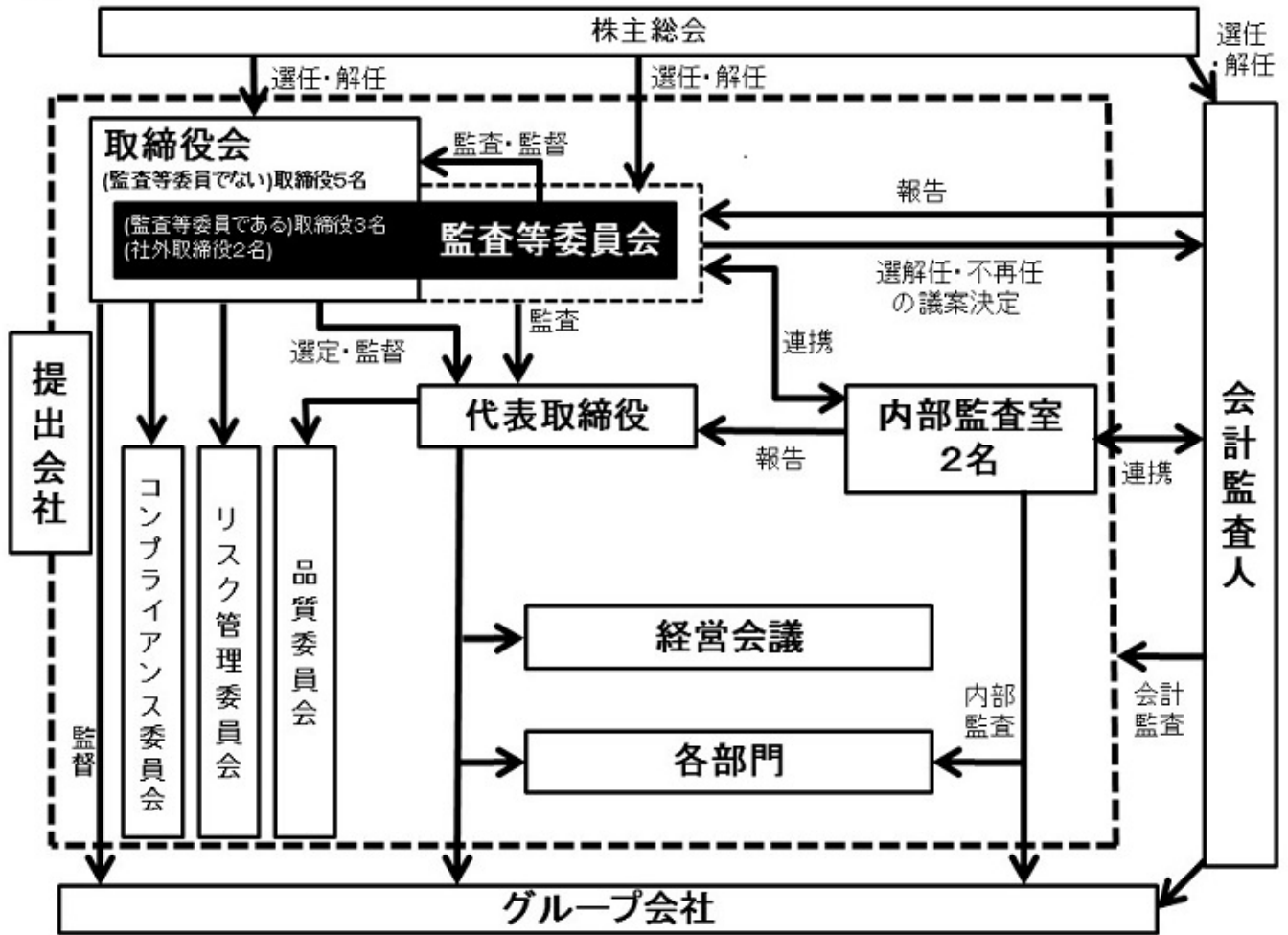
適時開示規則に該当する情報の開示は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)に開示し、当社ホームページにおいても速やかに公表することとしております。速

また、適時開示基準要件には当たらないその他の重要と思われる情報につきましても、情報開示の基本方針及び適時開示の趣旨を踏まえ、適切な方法により、正確かつ公平に開示いたします。

4. 適時開示体制のモニタリング

当社では、内部統制システムの実効性の確認や内部監査室による監査を定期的に行うことにより、適時開示に係る体制や内容の適正性の確保に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図



適時開示体制の概要

